

平成29年度

財政援助団体等監査報告書

公益財団法人 朝霞市文化・スポーツ振興公社

朝霞市監査委員



朝 監 発 第 3 0 号

平成30年3月23日

朝 霞 市 長 富 岡 勝 則 様

朝霞市監査委員 石川 孝之

朝霞市監査委員 岡崎 和広

平成29年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 財政援助団体監査

(1) 財政援助団体（補助金交付団体）

公益財団法人 朝霞市文化・スポーツ振興公社（以下「公社」という。）

(2) 補助金名

朝霞市文化・スポーツ振興公社補助金

(3) 所管課

市長公室 政策企画課

2 指定管理者監査

(1) 指定管理者

公社

(2) 指定管理施設及び所管課

① 朝霞市民会館

〔所管課：市民環境部 地域づくり支援課〕

② 体育施設（朝霞市立総合体育館、朝霞市立武道館、朝霞市立滝の根テニスコート、朝霞中央公園野球場、朝霞中央公園陸上競技場、青葉台公園テニスコート、青葉台公園芝生広場、北朝霞公園野球場、弁財公園テニスコート、内間木公園ソフトボール場、内間木公園テニスコート、内間木公園弓道場、上野荒川運動公園野球場、上野荒川運動公園サッカー場）

〔所管課：生涯学習部 生涯学習・スポーツ課〕

③ 都市公園（朝霞中央公園、青葉台公園、内間木公園）

〔所管課：都市建設部 みどり公園課〕

3 監査の範囲

平成28年度における財政援助、指定管理に係る出納その他の事務執行

第3 監査の主な実施内容

財政援助団体監査は、平成28年度に交付された補助金の事務執行が適正に行われたかを主眼として、また、公の施設の指定管理者監査は、平成28年度において施設管理業務等が関係法令、協定等に沿って適正に行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が適正に処理されているか等を主眼として実施した。

監査に当たっては、朝霞市監査基準に準拠して実施し、あらかじめ所管課及び指定管理者から関係資料の提出を求め、これを調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、団体の事務所で行った監査では、関係帳簿及び証書類の原本の提示を求め、書類上の調査、照合を実施した。

第4 監査の着眼点

1 財政援助団体監査

(1) 所管課

- ① 財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ④ 補助金の交付目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ⑤ 補助金交付団体に対して、適時かつ適切に指導監督は行われているか。

(2) 財政援助団体

- ① 事業計画書、予算書、決算諸表等と補助金交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ② 補助金交付申請書類の提出、補助金の請求及び受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑤ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑦ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 所管課

- ① 指定管理者の指定は、条例等に基づき適正・公正に行われているか。
- ② 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ③ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ④ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- ⑤ 協定書等により、管理する施設及び業務の内容並びに指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- ⑥ 指定管理者に対して、適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑦ 事業報告書の点検が適切に行われているか。

(2) 指定管理者

- ① 指定管理の範囲内で目的に沿った事業運営が行われているか。
- ② 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備及び記録は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ③ 施設の管理に係る収支会計経理は適切か。また、他の事業との会計区分は明確か。
- ④ 経費節減は図られているか。
- ⑤ 事業報告書は適正に作成され、提出されているか。
- ⑥ 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第5 監査の実施場所及び期間

1 実施場所

監査委員室及び公社（朝霞中央公園陸上競技場内）

2 監査期間

平成30年1月26日から2月8日まで

第6 監査の結果

1 財政援助団体監査

(1) 財政援助（補助金交付）の概要

① 補助金の名称

朝霞市文化・スポーツ振興公社補助金

② 補助団体

ア 名称	公益財団法人 朝霞市文化・スポーツ振興公社
イ 所在地	朝霞市青葉台1丁目9番1号 朝霞中央公園陸上競技場内
ウ 設立年月日	平成6年6月15日（財団法人 朝霞市施設管理公社） 平成24年4月1日（公益財団法人へ移行：公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社に名称変更）
エ 設立者	朝霞市
オ 基本財産	100,000,000円

③ 補助の対象及び補助金の額

補助の対象及び補助金の額は、補助事業者の行う事業に要する経費（指定管理料として支払われる経費を除く。）とし、予算の範囲内で市長が定める。

④ 補助団体の事業

次の事業の実施を通じて、市民サービスの向上と住民福祉の増進に寄与する。

ア 公益目的事業

- ・ 芸術文化の振興及び地域のコミュニティの育成に関する事業
- ・ 芸術文化活動や地域のコミュニティ活動の促進及び地域社会の興隆のための会議への施設貸与に関する事業並びにその施設の管理運営に関する事業
- ・ スポーツ・レクリエーションの振興及び健康づくりに関する事業
- ・ スポーツ・レクリエーション及び健康づくりのための施設貸与に関する事業並びにその施設の管理運営に関する事業
- ・ 朝霞市が実施する各種文化事業、スポーツ振興事業及び地域コミュニティ育成事業等の受託 並びに協力に関する事業
- ・ その他公社の目的を達成するために必要な事業

イ 収益目的事業

- ・ 施設利用者の便宜を図るための物品販売業
- ・ その他公益目的事業の推進に資する収益目的事業

⑤ 補助目的

朝霞市の文化・スポーツの振興に関する事業を実施する公社の安定した運営を支援するため補助金を交付する。

⑥ 補助金額等

ア	申請年月日	平成28年4月1日
イ	交付決定年月日	平成28年4月4日
ウ	補助金額（決算額）	129,793,091円
エ	交付年月日	平成28年4月14日
オ	精算年月日	平成29年5月31日

(2) 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿って概ね適正に処理されていた。

なお、当該補助金は概算で交付し、年度内に精算を行うものであるので、所管課は引き続き、交付目的、必要性、公益性等の観点から実績報告書等関係書類を精査し、精算をされたい。

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 指定管理の概要

① 指定管理者

公益財団法人 朝霞市文化・スポーツ振興公社

② 指定管理施設の名称

ア 朝霞市民会館

イ 体育施設（朝霞市立総合体育館、朝霞市立武道館、朝霞市立滝の根テニスコート、朝霞中央公園野球場、朝霞中央公園陸上競技場、青葉台公園テニスコート、青葉台公園芝生広場、北朝霞公園野球場、弁財公園テニスコート、内間木公園ソフトボール場、内間木公園テニスコート、内間木公園弓道場、上野荒川運動公園野球場、上野荒川運動公園サッカー場）

ウ 都市公園（朝霞中央公園、青葉台公園、内間木公園）

③ 指定管理の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

④ 指定管理の範囲

ア 朝霞市民会館 管理施設の利用に関する業務、管理施設の利用に係る使用料の徴収に関する業務、管理施設の維持保全に関する業務、その他市、公社が必要と認める業務

イ 体育施設 体育施設及びこれに附属する設備（以下「施設等」という。）の使用に関する業務、体育、スポーツ及びレクリエーションの指導に関する業務、その他体育施設の設置目的を達成するために必要な事業に関する業務、施設等の維持管理に関する業務、その他施設等の維持管理に関し教育委員会が必要と認める業務

ウ 都市公園 管理施設の使用許可に関する業務、管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務、管理施設等の維持保全に関する業務、その他市、公社が必要と認める業務

⑤ 指定管理の目的

民間事業者等の能力を活用しつつ、地域住民等に対する行政サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図る。

⑥ 指定管理料

区 分	平成28年度		平成29年度
	予算額	決算額	精算金
ア 朝霞市民会館	85,796,000 円	85,431,333 円	※312,676 円
イ 体育施設	133,620,000 円	127,059,617 円	6,560,383 円
ウ 都市公園	45,183,000 円	45,170,666 円	12,334 円

※1 収益目的事業分（51,991 円を除く）

(2) 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、事業運営及び施設の管理運営は、協定書等に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、事務の一部に留意すべき事項が見受けられたので、次のとおり意見を付する。

各指定管理施設に係る基本協定書によれば、業務実施の用に供する1品10万円以上の備品は市が、10万円未満の備品は公社が、それぞれ購入又は調達するものとされているが、公社で購入した備品中に10万円を超えるものが見受けられた。いずれも、所管課と公社の協議済の案件であったが、運用実態と基本協定に齟齬が生じていることから、適切な運用に留意されたい。

なお、指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用しつつ、住民サービスの向上等を図ることを目的としていることから、指定管理者によるサービス事業の実施内容の点検及び検証、アンケートを通じた利用者ニーズの把握、所管課によるモニタリングが重要と考える。

指定管理者と密接なコミュニケーションを図り、適正な管理運営とサービスの向上及び利用促進に努められたい。

